長野県公安委員会告示第70号

平成18年長野県公安委員会告示第8号(警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和2年10月1日

長野県公安委員会委員長 矢ケ崎 学

本則の表を次のように改める。

路線名	区間
	長野県の全域
	長野県の全域
	長野県の全域
└── │一般国道141号	長野県の全域
一般国道142号	長野県の全域
一般国道146号	長野県の全域
一般国道147号	長野県の全域
一般国道148号	長野県の全域
一般国道151号	長野県の全域
一般国道153号	長野県の全域
一般国道292号	長野県の全域
県道佐久軽井沢線	長野県の全域
県道下諏訪辰野線	長野県の全域
県道岡谷茅野線	長野県の全域
県道伊那辰野停車場線	長野県の全域
県道中野豊野線	長野県の全域
県道長野信濃線	長野県の全域
県道飯山野沢温泉線	長野県の全域
県道須坂中野線	長野県の全域
県道大町麻績インター千曲線	長野県の全域
県道長野須坂インター線	長野県の全域
県道松本塩尻線	長野県の全域
県道上田丸子線	長野県の全域
県道長野上田線	長野県の全域
県道小諸上田線	長野県の全域
県道丸子東部インター線	長野県の全域
県道伊那箕輪線	長野県の全域
県道坂城インター線	長野県の全域